



Aoba NEWSLETTER

V o l . 88

2021 年 11 月 15 日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉グループ拠点：

香港：香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852) 2850 8990 FAX：(852) 2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10) 6522 8158 FAX：(86-10) 6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20) 3878 5798 FAX：(86-20) 3878 5337

目次

国家税務総局による研究開発費用の割増損金算入政策に関連する更なる実行について の公告	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	5
横琴、広東省、マカオ緊密連携エリアの建設全体計画	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主要内容】.....	6
【法規リンク】.....	7
国務院へ一部地域での不動産税改革試行の実施権限を付与することに関する決定	8
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	8
【法規リンク】.....	9
人社部など四部門による、香港・マカオの青年の大湾区での就業・起業への支持に関する 意見文の発行	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
【法規リンク】.....	11

国家税務総局による研究開発費用の割増損金算入政策 に関連する更なる実行についての公告

【背景】

企業の研究開発投資の増加を促すという国務院の方針を実現し、研究開発費割増損金算入の政策の実施に向けた取り組みを最適化し、企業の研究開発投資意欲の向上を促し、事前に企業が研究開発費用の割増損金算入優遇政策を享受しやすくするため、国家税務総局は『研究開発費用の割増損金算入政策に関連する更なる実行についての公告』を発表しました。（2021年第28号、以下『公告』と略称。）

【影響】

『公告』により、前もって10月に今年度の第1～3四半期の研究開発費の割増損金算入申告を行うことが可能となり、キャッシュフローが活性化され、企業の財務的な圧迫を有効的に緩和できる。同時に、2021年版の研究開発費の補助帳簿の様式等の措置を追加することを通して、納税者の便宜を図っている。企業がより早く、より強力に政策上の恩恵を享受することで、科学技術革新の促進は勿論、工業経済が安定的に発展していくことを強くサポートできる。

【主要内容】

『公告』には主に3つの内容が含まれている。

第一に、今年10月に前納申告を行う際に、企業は第1～3の四半期における研究開発費の割増損金算入の優遇を先に適用することを選ぶ。従来、研究開発費の割増損金算入の優遇は、年度精算時に適応されるが、通常前納申告時は享受されない。今年3月末、財政・税務当局は、10月前納申告の際に、企業は上半期における研究開発費の割増損金算入の優遇を適用できると明確にした。国務院の最新部署によると、『公告』で、今年10月の税金前納申告の際に、企業はもう1四半期における研究開発費の割増損金算入の優遇を適用できることが明確になった。

第二に、最適化、簡潔化した研究開発費の補助帳簿の様式を追加した。企業が準拠した研究開発費の補助帳簿を作成しやすくするため、税務総局は2015年に『企業の研究開発費の税引前の割増損金算入に関する政策についての公告』(2015年第97号)を印刷、発行し、2015年版の研究開発費の補助帳簿の様式を公表し、納税者が研究開発費を正確に集約して優遇政策を適用することにおいて積極的な効果を果たされた。一部の中小型企业が財務会計のレベルが高くないため、2015年版の研究開発費の補助帳簿を正確に集約して記入することが難しいことを考慮して、『公告』では2021年版の研究開発費の補助帳簿を追加して、記入の難易度を下げた。

第三に、「その他の関連費用」の限度額の算出方法を調整し、最適化した。元々は、研究開発プロジェクト毎に「その他の関連費用」の限度額を別々に計算していたが、『公告』では、すべての研究開発プロジェクトの「その他の関連費用」の限度額を統一的に計算することに変更し、計算方法を単純化し、複数のプロジェクトの「その他の関連費用」の限度額を調整できるようにし、全体から見ると割増損金算入できる金額を増加した。

【法規リンク】

『国家税務総局による研究開発費用の割増損金算入政策に関連する更なる実行についての公告』

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5169007/content.html>

横琴、広東省、マカオ緊密連携エリアの建設全体計画

【背景】

2009年中国による珠海市横琴新区(以下「横琴」)の開発が決定して以来、2021年9月5日に中国共産党中央委員会と国務院は『横琴、広東省、マカオ緊密連携エリアの建設全体計画』(以下、「全体計画」と略称)を発表し、横琴、広東省、マカオ緊密連携エリア(以下、「連携エリア」と略称)の発展を支援することを明確に提出し、また、連携エリアの開発目標と4つの戦略的位置づけを提出した。

【影響】

『全体計画』の発表は、広東省、香港、マカオの協力関係を強化することに対して重要な意義があり、確実に広東省、香港、マカオの大湾区(グレーターベイエリア)の建設を全面的に推進していくために、また香港、マカオの長期的な発展のために、新たな推進力を与え、新たな空間を提供し、新たな機会を生み出すこととなる。同時に、『全体計画』の提出は、マカオの経済が適度で多様に発展していくことを促進することに役立ち、マカオ市民の生活と就労に利便性をもたらし、広東省、香港、マカオのグレーターベイエリアの建設を一層新たな段階に進めることを推進する。

【主要内容】

全体計画は6つの部分で29条の内容で構成されている。第1部分では、全体要求事項で、発展基礎、指導理念、連携エリアの範囲、戦略的位置づけ、及び開発目標のことが明確された。第2部分から第5部分では、マカオの経済適度多様化の新産業の発展と促進、マカオ市民の生活と就労に利便性をもたらす新ホームの建設、マカオと一体化した開放レベルの高い新システムの構築、広東省とマカオが共に協議・構築・管理・享受できる新システムの構築ということに焦点を当て、具体的、且つ現実性のある一連の措置が提出された。第6部分では、横琴、広東省、マカオ緊密連携エリアの建設に関する保障の措置が明確にされた。

全体計画では、緊密連携エリアの実施範囲は横琴島の「第一線」と「第二線」の間の税関管制エリアで、総面積は約 106 平方キロメートルであることが明確にされた。その中で、横琴とマカオ特別行政区の間を「第一線」にし、横琴と中華人民共和国境内の間を「第二線」とする。

全体計画では、横琴、広東省、マカオ緊密連携エリアの戦略的位置付けは、マカオ経済の適度で多様な発展を促進する新舞台として、マカオ市民の生活と就労に利便性をもたらす新空間であり、「一国二制度」の実践を豊かにする新模範として、広東省、香港、マカオの大湾区(グレーターベイエリア)の建設を促進するグレードアップされたものとして明確にされた。

全体計画によると、2035 年までに「一国二制度」の強い生命力と優位性が十分に発揮され、緊密連携エリアの経済力と技術競争力が大幅に強化され、公共サービスと社会保障制度が効率的に運営され、横琴とマカオとの一体化発展体制の仕組みがより充実し、マカオの適度で多様な経済発展を促進するという目標が基本的に達成されるとなる。

【法規リンク】

『横琴、広東省、マカオ緊密連携エリアの建設全体計画』

http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/05/content_5635547.htm

国務院へ一部地域での不動産税改革試行の実施権限を付与することに関する決定

【背景】

不動産税の立法と改革を積極的、且つ妥当的に推進し、住宅消費の合理化と土地資源の節約・集約利用を誘導し、不動産市場の安定的、且つ健全な発展を促進するため、第13期全国人民代表大会常務委員会第31回会議では国務院へ一部地域で不動産税改革の試行を実施することへの権限を付与することが決定された。

【影響】

今回の認可が決定後、国務院は今回の不動産税改革の試行政策を制定することとなる。不動産税改革の試行作業の実施により短期的に不動産市場の需要が抑制され、不動産会社の営業圧力を増大させる可能性があるが、不動産税改革の試行が着実に推進されれば、合理的な住宅消費を導き、「地価の安定、住宅価格の安定、予期の安定」という調節目標の達成にプラスになる。

【主要内容】

- 一、試行地域の不動産税の課税対象は居住用と非居住用などの各種不動産とするが、法に基づいて所有する農村宅地とそこで建てられた住宅は対象外とする。土地使用権の所有者及び住宅の所有者は不動産税の納税対象者となる。
- 二、不動産税の試行に関する具体的な措置は、国務院が策定するものとし、試行地域の人民政府より実施細則が制定される。
- 三、国務院は積極的、且つ妥当な原則に基づき、試行の深化と立法の統一、また不動産市場の安定的、且つ健全な発展の促進などの状況を考慮し、試行地域を確定し、全国人民代表大会常務委員会に届出を行う。

本決定で授権された試行期間は5年間となり、公布日（2021年10月23日）を以って起算される。

【法規リンク】

『国務院へ一部地域での不動産税改革試行の実施権限を付与することに関する決定』

<http://www.npc.gov.cn/npc/kgfb/202110/0c62b16ed76f49799ee6454a8eba0a5d.shtml>

人社部¹など四部門による、香港・マカオの青年の大湾 区での就業・起業への支持に関する意見文の発行

【背景】

2021年9月、党中央²、国務院による広東省・香港・マカオ大湾区（以下、「粵港澳大湾区」という）の建設に関する全体的な要求を貫徹し、香港・マカオの青年が粵港澳大湾区で就業・起業することを支持するために、人的資源社会保障部、財政部、国家税務総局、国務院香港・マカオ事務室など4部門は、「香港・マカオの青年の広東省・香港・マカオ大湾区での就業・起業に対する支持に関する実施意見」（以下「実施意見」という）を発行した。

【影響】

「実施意見」は香港・マカオの青年の経済発展に適する環境の発展と粵港澳大湾区の産業発展の需要に焦点を当て、香港・マカオの青年の粵港澳大湾区での就業・起業支援システムと便利な措置をさらに完備させ、粵港澳大湾区での就業・起業を希望する香港・マカオの青年に的確なサービス保障と政策支援を得させ、香港・マカオの青年の就業・起業の実現を促進した。

【主要内容】

「実施意見」には香港・マカオの青年が粵港澳大湾区で就業・起業することを支持するため、以下の4つの重点措置を掲げた。

第一に、就業ルートを拡大することである。粵港澳大湾区の現代産業体系に合わせ、企業の就業チャンスを作り出し、引き続き香港・マカオの青年が粵港澳大湾区の事業単位³の公開募集に参加するを推進し、条件に合致する香港・マカオの青年が「三支一扶⁴」計画募集に参加することを許可し、香港特別行政区政府と協力し「大湾区青年就業計画」を実行する。

¹ 「人社部」の全称は、「人力資源及び社会保障部」である。

² 「党中央」とは、中国共産党中央委員会を意味する。

³ 「事業単位」とは、社会公的利益のための国や地方の予算で運営される教育・科学技術・文化・衛生などの社会サービス組織である。

⁴ 「三支一扶」とは、大学生が卒業後に農村基層へ農村支援、教育支援、医療支援を含めた3種の支援（つまり「三支」）を提供する（「三支」）、及び、貧困援助を行う（「一扶」）ということである。

第二に、イノベーションと起業を支持することである。起業意欲のある香港・マカオの若者に的を絞った起業トレーニングを提供し、コンサルティング指導、フォローアップ支援、成果転化などの一貫した起業サービスを提供し、起業のための税収優遇、起業融資保証、割引利息、場所提供支援などの支援策を規定に沿って実施し、香港・マカオの青年向け創業育成サービス効果の高いキャリアを支援している。

第三に、就業能力を高めることである。訓練ニーズのある香港・マカオの若者に高品質の技能訓練を提供し、職業訓練への補助金を規定に従って支給する。粵港澳大湾区で就業する香港人・マカオ人を職場のチューターとして導入し、きめ細かいキャリア指導を通じて香港・マカオの若者の職場適応力を高める支援を行う。粵港澳大湾区の雇用主が、香港・澳門の若者にインターンシップを提供することを奨励し、規定に従ってインターンシップの補助金を提供する。

第四に、就業サービスを最適化することである。失業中である香港・マカオの若者は、居住地、就業地、保険加入地に失業者として登録でき、政策相談、進路指導、職業紹介などのサービスを受けられる。需要と供給をマッチングさせる効率的なプラットフォームを構築し、マルチレベルの求人情報の提供を強化し、香港・マカオの社会サービス機関を導入し、政策相談、職業紹介、連絡・マッチングなどのサービスに参加することを支援する。

【法規リンク】

『人的資源社会保障部、財政部、国家税務総局、国務院香港・マカオ事務弁公室による、香港・マカオの青年の広東省・香港・マカオ大湾区での就業・起業に対する支持に関する実施意見』

http://www.mohrss.gov.cn/xgk2020/fdzdgknr/zcfg/gfxwj/jy/202109/t20210930_424539.html